

令和4年度第1回高知県環境審議会 次第

日時：令和4年7月29日（金）10:00～12:00

場所：高知県人権啓発センター 6F ホール

1 開会

2 林業振興・環境部長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 報告事項

<部会報告>

水環境部会

- ・令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画並びに水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について

5 審議事項

- ・高知県環境基本計画第五次計画における目標値の一部改定について
- ・高知県環境基本計画第五次計画の取組状況について

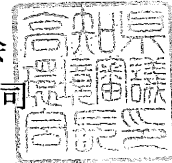
6 その他

- ・高知県における促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）の策定について

3 高環審水第 3 号
令和 4 年 3 月 25 日

高知県知事 瀨田 省司 様

高知県環境審議会
会長 一色 健司



令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画及び
水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について (答申)

当審議会に諮問された「令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画 (案)」及び「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について」に関する審議の結果を下記のとおり答申します。

記

1. 令和 4 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画 (案) については、修正案のとおりとすることが適当であると認めます。
2. 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更については、原案のとおりとすることが適当であると認めます。

3 高環審水第2号
令和4年3月22日

高知県環境審議会
会長 一色 健司 様

高知県環境審議会水環境部会
部会長 藤原 拓



令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画及び
水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について（報告）

高知県環境審議会から当部会に付託されました「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）」は、審議の結果、修正案どおり実施することが適当であると認められましたので報告します。

また、同じく高知県環境審議会から当部会に付託されました「水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定の変更について」は、審議の結果、原案どおり実施することが適当であると認められましたので報告します。

環境審議会（水環境部会）審議報告

「令和4年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」

1. 公共用水域

1) 河川測定機関分担

水 域 名	河川水域及び地点数 下段：未指定河川	測 定 分 担				備 考 (令和3年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	水資源	
吉 野 川	1 河川 1 水域 1 地点 1 河川 1 地点		2 河川 2 地点			
室戸阿南海岸 国 定 公 園	2 河川 2 水域 2 地点 2 河川 2 地点		4 河川 4 地点			
土佐湾東部関連	4 河川 4 水域 8 地点 1 河川 1 地点		5 河川 9 地点			
物 部 川	2 河川 3 水域 7 地点	1 河川 3 地点	2 河川 4 地点			
浦 戸 湾	8 河川 13 水域 23 地点 6 河川 6 地点			14 河川 29 地点		
仁 淀 川	6 河川 7 水域 18 地点 4 河川 4 地点	3 河川 9 地点	10 河川 13 地点			
須 崎 湾	3 河川 3 水域 3 地点		3 河川 3 地点			
中土佐地先海域 関 連	3 河川 3 水域 4 地点 3 河川 3 地点		6 河川 7 地点			
四 万 十 川	6 河川 6 水域 19 地点 3 河川 5 地点	4 河川 12 地点	7 河川 12 地点			
足摺海中公園	3 河川 3 水域 3 地点		3 河川 3 地点			
宿 毛 湾	4 河川 4 水域 4 地点		4 河川 4 地点			
計	42 河川 49 水域 92 地点 20 河川 22 地点	8 河川 24 地点	46 河川 61 地点	14 河川 29 地点		

2) 湖沼測定機関分担

水 域 名	湖沼水域及び地点数	測 定 分 担				備 考 (令和3年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	水資源	
早明浦ダム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点				1 湖沼 1 地点	
長 沢 ダ ム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点		1 湖沼 1 地点			
大 橋 ダ ム 貯 水 池	1 湖沼 1 水域 1 地点		1 湖沼 1 地点			
計	3 湖沼 3 水域 3 地点		2 湖沼 2 地点		1 湖沼 1 地点	

3) 海域測定機関分担

水 域 名	海域水域及び地点数	測 定 分 担			備 考 (令和3年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	
室戸阿南海岸 国 定 公 園	1 海域 1 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
浦 戸 湾	1 海域 2 水域 14 地点			1 海域 14 地点	
須 崎 湾	1 海域 2 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
中土佐地先海域 関 連	1 海域 1 水域 16 地点		1 海域 13 地点	1 海域 3 地点	
足摺宇和海 国 立 公 園	1 海域 1 水域 6 地点		1 海域 6 地点		
足摺海中公園	1 海域 1 水域 5 地点		1 海域 5 地点		
宿 毛 湾	1 海域 2 水域 8 地点		1 海域 8 地点		
計	7 海域 10 水域 59 地点		6 海域 42 地点	2 海域 17 地点	

4) 公共用水域水質測定計画統括表

() : 令和3年度

測定項目	測定機関				合計	
	国土交通省	高知県	高知市	水資源機構		
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	336 (336)	602 (584)	228 (228)	12 (12)	1,178 (1,160)
	DO(溶存酸素量)	336 (336)	602 (584)	228 (228)	12 (12)	1,178 (1,160)
	BOD(生物学的酸素量)	336 (336)	414 (396)	174 (174)	12 (12)	936 (918)
	COD(化学的酸素要求量)	336 (336)	218 (218)	228 (228)	12 (12)	794 (794)
	SS(浮遊物質)	336 (336)	426 (408)	174 (174)	12 (12)	948 (930)
	大腸菌数 ※()内令和3年度は大腸菌群数	336 (336)	332 (207)	126 (96)	12 (12)	806 (651)
	油分(ノルマルヘキサン抽出物質)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	全窒素	202 (202)	174 (174)	228 (228)	12 (12)	616 (616)
	全リン	202 (202)	174 (174)	228 (228)	12 (12)	616 (616)
	全亜鉛	44 (44)	23 (23)	20 (40)	12 (12)	99 (119)
	ノニルフェノール	44 (44)	23 (23)	9 (9)	12 (12)	88 (88)
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	44 (44)	23 (23)	9 (9)	12 (12)	88 (88)
	底層DO	36 (36)	124 (124)	18 (18)	12 (12)	190 (190)
	健康項目	カドミウム	29 (29)	61 (61)	0 (2)	2 (2)
全シアン		29 (29)	0 (0)	3 (3)	2 (2)	34 (34)
鉛		29 (29)	61 (61)	20 (20)	2 (2)	112 (112)
六価クロム		29 (29)	66 (66)	5 (5)	2 (2)	102 (102)
砒素		29 (29)	61 (61)	0 (2)	2 (2)	92 (94)
総水銀		29 (29)	61 (61)	0 (2)	2 (2)	92 (94)
アルキル水銀		3 (3)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	5 (5)
PCB		29 (29)	65 (65)	0 (1)	2 (2)	96 (97)
ジクロロメタン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
四塩化炭素		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
1,2-ジクロロエタン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
1,1-ジクロロエチレン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
シス-1,2-ジクロロエチレン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
1,1,1-トリクロロエタン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
1,1,2-トリクロロエタン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
トリクロロエチレン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
テトラクロロエチレン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
1,3-ジクロロプロペン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
チウラム		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
シマジン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
チオベンカルブ		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
ベンゼン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
セレン		29 (29)	37 (37)	20 (20)	2 (2)	88 (88)
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		102 (102)	61 (61)	20 (20)	12 (12)	195 (195)
ふっ素		29 (29)	42 (42)	8 (8)	2 (2)	81 (81)
ほう素		29 (29)	37 (37)	8 (8)	2 (2)	76 (76)
1,4-ジオキサン		29 (29)	59 (59)	9 (9)	2 (2)	99 (99)
特殊項目	銅	0 (0)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	21 (21)
	亜鉛	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	鉄(溶解性)	0 (0)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	21 (21)
	マンガン(溶解性)	36 (6)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	57 (57)
	クロム	0 (0)	7 (7)	20 (20)	0 (0)	27 (27)
その他の項目	濁度	190 (190)	144 (144)	174 (174)	12 (12)	520 (520)
	透明度	48 (48)	176 (176)	54 (54)	12 (12)	290 (290)
	塩素イオン	114 (114)	188 (188)	228 (228)	0 (0)	530 (530)
	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	154 (154)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	166 (166)
	リン酸イオン	66 (66)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	66 (66)
	MBAS	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	TOC	8 (8)	0 (0)	228 (228)	0 (0)	236 (236)
	電気伝導度	60 (60)	0 (0)	228 (228)	12 (12)	300 (300)
	クロロフィルa	156 (156)	0 (0)	0 (0)	12 (12)	168 (168)
	トリハロメタン生成能	18 (18)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	19 (19)
	要監視項目等	24 (24)	36 (36)	0 (0)	2 (2)	62 (62)
底質	13 (13)	6 (6)	2 (2)	1 (1)	22 (22)	
流量測定	144 (144)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	144 (144)	
総計	4,449 (4,449)	4,827 (4,630)	3,037 (3,034)	272 (272)	12,585 (12,385)	

(測定計画備考)

※1 高知県が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、塩化ビニルモノマー及びPFOS及びPFOAとする。

※2 国土交通省が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロボス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン及びキシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモンとする。

※3 水資源機構が測定する要監視項目等は、4-t-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールとする。

2. 地下水調査

1) 国土交通省測定分

() : 令和3年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	3 (3)	4 (4)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	0 (0)	0 (0)
計 実数	3 (3)	4 (4)

2) 高知県測定分

() : 令和3年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	12 (10)	20 (20)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	5 (5)	10 (11)
計 実数	16 (13)	30 (31)

3) 高知市測定分

() : 令和3年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	1 (1)	5 (5)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	1 (1)	7 (7)
計 実数	1 (1)	12 (12)

4) 総計

() : 令和3年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	14 (12)	29 (29)
汚染井戸周辺地区調査	0 (0)	0 (0)
継続監視調査	6 (6)	18 (18)
計 実数	17 (15)	47 (47)

5) 地下水調査地点 (井戸所在地市町村名)

	調査区分	令和4年度	令和3年度
国土交通省	概況調査	高知市、南国市、四万十市	高知市、南国市、四万十市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査		
高知県	概況調査	室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大月町、黒潮町	南国市、須崎市、香南市、香美市、大豊町、土佐町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町	室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町
高知市	概況調査	高知市	高知市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市	高知市
測定計画	概況調査	高知市、室戸市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、大月町、黒潮町	高知市、南国市、須崎市、四万十市、香南市、香美市、大豊町、土佐町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市、室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町	高知市、室戸市、南国市、土佐市、香美市、佐川町

6) 地下水水質測定計画統括表

():令和3年度

測定項目		測定機関			合計
		国土交通省	高知県	高知市	
健康項目	カドミウム	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	全シアン	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	鉛	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	六価クロム	3 (3)	24 (24)	5 (5)	32 (32)
	砒素	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	総水銀	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	アルキル水銀	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	PCB	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	ジクロロメタン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	四塩化炭素	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	クロロエチレン	3 (3)	30 (30)	5 (5)	38 (38)
	1,2-ジクロロエタン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	1,1-ジクロロエチレン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	1,2-ジクロロエチレン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	1,1,1-トリクロロエタン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	1,1,2-トリクロロエタン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	トリクロロエチレン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	テトラクロロエチレン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	1,3-ジクロロプロペン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	チウラム	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	シマジン	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	チオベンカルブ	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	ベンゼン	3 (3)	30 (30)	7 (7)	40 (40)
	セレン	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4 (4)	46 (48)	9 (9)	59 (61)
	ふっ素	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)
	ほう素	3 (3)	20 (20)	6 (6)	29 (29)
1,4-ジオキサン	3 (3)	20 (20)	5 (5)	28 (28)	
その他	pH(水素イオン濃度)	8 (8)	50 (52)	12 (12)	70 (72)
	塩素イオン	8 (8)	50 (52)	12 (12)	70 (72)
	電気伝導度	4 (4)	50 (52)	12 (12)	66 (68)
	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	2 (2)	50 (52)	0 (0)	52 (54)
総計		104 (104)	890 (900)	198 (198)	1,192 (1,202)

(測定計画備考)

※1 アルキル水銀については、総水銀検出時に測定する。

※2 概況調査において、健康項目が検出された場合は、適宜汚染井戸周辺地区調査を行う。

類型指定の見直しについて（報告）

見直しの背景

生活環境項目の環境基準達成状況（令和2年度）：98.4%

特に河川水質の改善がみられ、現在指定されている類型よりも上位の類型の水質基準を達成している水域が多数ある状況。

⇒現在の水質の状況をふまえた類型に見直すことで、より良い水環境が維持できるようになるのではないか

国における類型見直しの考え方

- 現状及び将来の河川の利用目的と整合していない河川について適切な利用目的に応じた類型に見直しを行う。
- 現状の水質が上位類型を達成している河川について、水質維持の考え方により見直しを行う。（水質類型は、当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないよう配慮する。）
 - 原則として5年間以上安定して上位類型を満足しているB類型以下の水域
 - 原則として10年以上安定してAA類型を満足しているA類型の水域
 - 水域の見直しにあたっては、BODの測定値を基本に検討し、その他の項目については必要に応じて考慮して進める

高知県の類型指定の状況（令和3年度時点）

類型指定の状況

AA類型：21地点、A類型：19地点、B類型：12地点、C類型：3地点、
D類型、E類型：なし

上位類型を達成している地点（R2年度末現在）

A→AA (8河川)	奈半利堰（奈半利川）、山田堰（物部川下流）、 藤縄橋（伊与木川）、大正橋（梶原川）、後川橋（後川）、 中ヶ市橋（福良川）、日の下橋（伊与野川）、野地堰（篠川）
B→A (7河川)	五台山橋（下田川下流）、葛島橋（国分川下流）、 新木橋（舟入川下流）、新川川橋・中ノ橋（新川川）、 鯛の川口橋（桜川）、押岡橋（押岡川）、山路橋（中筋川）
C→B (A) (1地点)	音竹（宇治川）

※過去10年間、毎年上位類型の水質を達成した地点

今回類型指定の見直しを行った水域について

考え方

1. 過去10年の水質が上位類型を達成している水域（河川）を対象にする
2. BODの測定値を基本に見直しする
3. 県測定水域を対象にA類型からAA類型への見直し可能な河川を対象にする

対象水域

奈半利川（奈半利堰）、伊与木川（藤縄橋）、栲原川（大正橋）、
福良川（中ヶ市橋）、伊与野川（日の下橋）、篠川（野地堰）

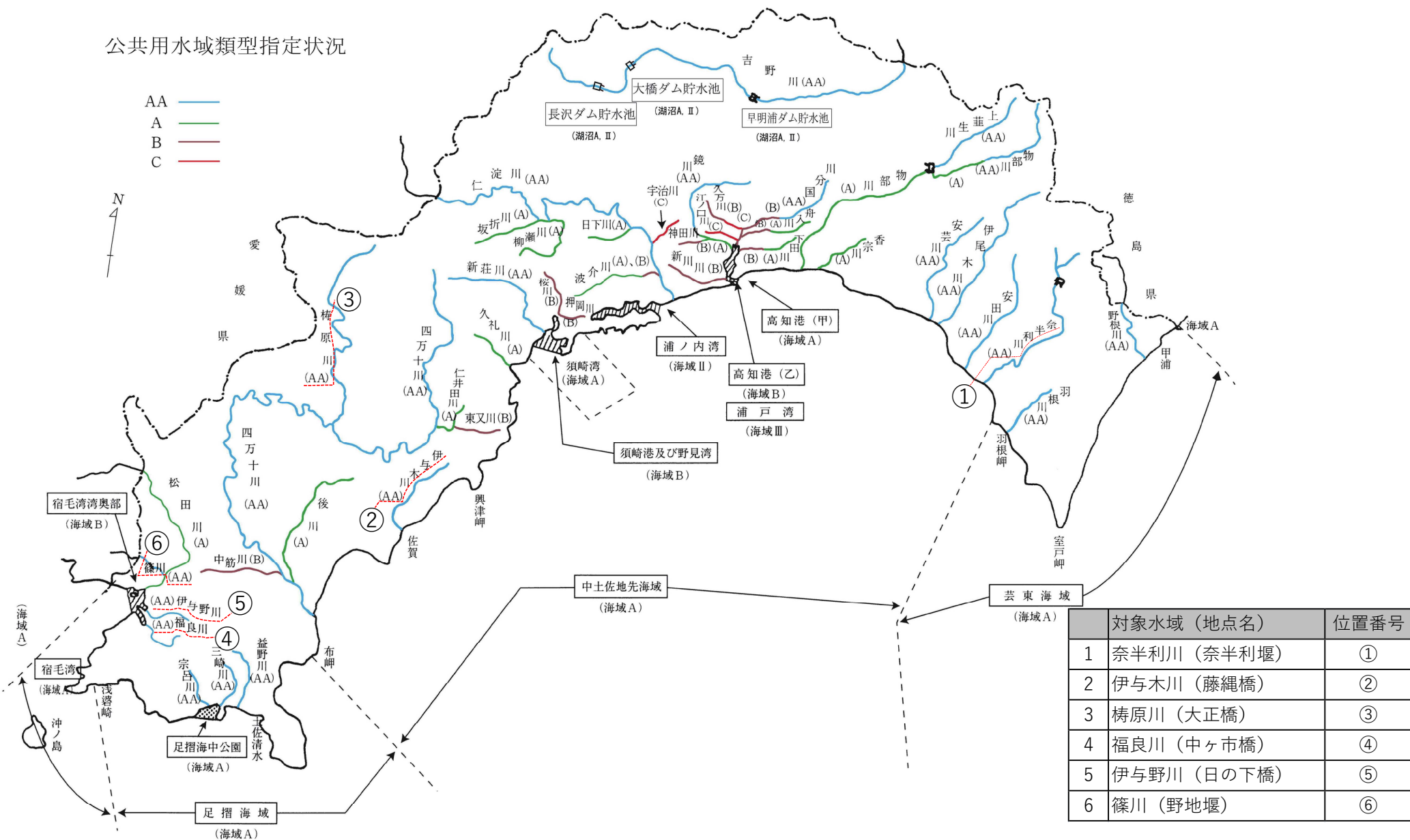
※()は環境基準点

スケジュール

- ・ 令和4年2月8日（水）知事より高知県環境審議会へ諮問 水環境部会へ審議付託を承認
- ・ 令和4年2月24日（木）第19回水環境部会 原案どおり承認
- ・ 令和4年3月22日（火）水環境部会長より環境審議会会長に報告
- ・ 令和4年3月25日（金）高知県環境審議会より知事に答申
- ・ 令和4年4月1日（金）より新しい類型指定を適用
- ・ 令和4年5月27日（金）高知県公報で告示

公共用水域類型指定状況

- AA —
- A —
- B —
- C —



位置番号	対象水域 (地点名)	位置番号
①	奈半利川 (奈半利堰)	①
②	伊与木川 (藤縄橋)	②
③	栲原川 (大正橋)	③
④	福良川 (中ヶ市橋)	④
⑤	伊与野川 (日の下橋)	⑤
⑥	篠川 (野地堰)	⑥

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○告示(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部改正(漁業管理課)	1
○特定水産資源の採捕の停止の命令(2件)	1
○救急病院の認定(医療政策課)	1
○認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新(鳥獣対策課)	1
◎告示(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部改正(2件)(環境対策課)	1
○土地収用法に基づく事業の認定(2件)(用地対策課)	2
○道路の区域変更(9件)(道路課)	4
○道路の供用開始(8件)	6
○建築基準法による道路の位置の指定(建築指導課)	7
○建築基準法による道の指定	7
落札公告	
○落札者等の公告(教育委員会事務局高等学校課)	7
正誤	
○正誤(令4・4・15付け 告示)	8

告 示

高知県告示第512号の2

令和4年3月高知県告示第425号(令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め(するめいか及びくろまぐろ))の一部を次のように改正する。

令和4年5月16日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

2の(1)中「9.1トン」を「9.651トン」に改め、2の(2)中「6.8トン」を「8.911トン」に改め、2の(3)中「1.4トン」を「0トン」に改める。

3の(1)中「0.7トン」を「2.537トン」に改め、3の(2)中

「3.3トン」を「1.463トン」に改める。

高知県告示第512号の3

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年5月)の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年5月17日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年5月16日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第512号の4

くろまぐろ(30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。)の採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別(令和4年6月)の数量を超えるおそれが著しく大きいため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和4年6月1日から同月30日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和4年5月16日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第527号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限

高知赤十字病院 高知市秦南町一丁目 4番63-11号 令4・5・6 令7・5・5

高知県告示第528号

平成28年6月高知県告示第350号(鳥獣捕獲等事業の認定)で告示し、令和元年5月高知県告示第82号(認定鳥獣捕獲等事業の有効期間の更新)で有効期間の更新をした認定鳥獣捕獲等事業者が実施している認定鳥獣捕獲等事業(令和元年10月高知県告示第390号(認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)及び令和2年12月高知県告示第927号(認定鳥獣捕獲等事業の変更の届出)で告示した変更事項を含んだものをいう。)について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第18条の8第2項の有効期間の更新をしたので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 認定鳥獣捕獲等事業者の名称
土佐の里山グループ合同会社
- 2 認定鳥獣捕獲等事業者の住所

- 安芸郡北川村弘瀬127番地
- 3 認定鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
弘田 純清
- 4 更新年月日
令和4年4月27日

高知県告示第529号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和50年8月高知県告示第469号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

別表中表の部分を次のように改める。

水域	該当類型	達成期間	備考
奈半利川(全域) 安田川(全域) 伊尾木川(全域) 安芸川(全域)	AA AA AA AA	ア ア ア ア	土佐湾東部関連水域
桜川(全域) 押岡川(全域) 須崎港及び野見港(別記1の水域) 須崎港(別記2の水域)	B B 海域B 海域A	ア ア ア ア	須崎湾水域
松田川(愛媛県境より下流全域) 篠川(愛媛県境より下流全域) 伊与野川(全域) 福良川(全域) 宿毛湾湾奥部(別記3の水域) 宿毛湾(別記4の水域)	A AA AA AA 海域B 海域A	ア ア ア ア イ ア	宿毛湾水域
構原川(全域)	AA	ア	渡川水域

別記2中「須崎港及び」を「須崎港及び」に改め、別記4中「宿毛湾湾奥部」を「宿毛湾湾奥部」に改める。

高知県告示第530号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について令和4年4月1日に変更したので、昭和51年6月高知県告示第306号(水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定)の一部を次のように改正

する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

「公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第9条及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）」を「環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項及び第2項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

水域	該当類型	達成期間	備考
香宗川（全域）	A	直ちに達成	中土佐地 先海域関 連水域
久礼川（全域）	A	直ちに達成	
伊与木川（全域）	AA	直ちに達成	
中土佐地先海域（別記1 の水域）	海域A	直ちに達成	
足摺海域（別記2の水 域）	海域A	直ちに達成	足摺宇和 海国立公 園水域

注 「該当類型」欄中「海域」の表示のあるものは環境庁告示別表2の海域の表の類型を、その他は同表の河川の表の類型を示す。

別記を次のように改める。

別記

- 1 土佐清水市布岬から室戸市羽根岬に至る陸岸の地先海域であって、高知港（甲）（昭和47年8月高知県告示第447号別表に定める高知港（甲）の水域をいう。）、高知港（乙）（同告示別表に定める高知港（乙）の水域をいう。）、須崎港及び野見港（昭和50年8月高知県告示第469号別表に定める須崎港及び野見港の水域をいう。）及び須崎港（同告示別表に定める須崎港の水域をいう。）に係る部分を除いた海域（中土佐地先海域）
- 2 幡多郡大月町浅瀨崎から土佐清水市布岬に至る陸岸の地先海域であって、足摺海中公園（昭和48年9月高知県告示第411号別表に定める足摺海中公園の水域をいう。）に係る部分を除いた海域（足摺海域）

高知県告示第531号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和4年5月27日

高知県知事 濱田 省司

- 1 起業者の名称

安芸市

- 2 事業の種類
安芸市赤野叶岡避難場所整備事業
- 3 起業地

- (1) 取用の部分
安芸市赤野宇南近広地内
- (2) 使用の部分
なし

- 4 事業の認定をした理由

令和4年3月29日に安芸市から申請があった安芸市赤野叶岡避難場所整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、安芸市が南海トラフ巨大地震による津波避難者及び住家倒壊避難者を対象とした緊急避難場所を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である安芸市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について
本件事業において整備する津波避難場所は、安芸市赤野地区の南西部に位置し、赤野叶岡地区の一部及び赤野叶岡前地区における津波避難者及び住家倒壊避難者を対象とした緊急避難場所として整備するものである。

本県において甚大な被害が想定される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測されているが、平成24年8月29日に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に高知県が公表した高知県版第2弾の津波浸水予測によると、安芸市の海岸沿いの地域では、全ての地域において大規模な浸水が予測されている。当該地区においては、最大クラスの津波の場合、津波到達時間は20分から30分、浸水深は5.0メートルから10.0メートルが想定されている。

当該地区の人口は、147人（令和3年10月末現在住民基本台帳）であり、津波浸水予想区域外の高台居住者64人を差し引いた83人が津波浸水予想区域内に居住している。この83人に地震発生時における津波浸水予想区域内の国道通行想定者84人及び津波浸水区域外で地震の揺れに伴う住家倒壊による避難者11人を加えた178人の避難を想定した津波避難対策緊急事業計画（令和3年3月改訂）を作成し、令和3年3月19日付けで内閣総理大臣から、本件事業に係る津波避難対策緊急事業計画として、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づく同意を得ている。

当該地区は、後背地の高台に存する安芸市叶岡集会所が指定緊急避難場所兼避難所であることから、これまで津波から避難するための安全な避難路の整備を行ってきたが、同集会所の緊急避難可能人数が50人であることから、不足する128人分の緊急避難場所を早急に整備することが課題であった。

本件事業は、地区住民による話し合いを基に、高台にある既存の緊急避難場所である安芸市叶岡集会所の活用が可能となる場所を選定した結果、起業地は、国道55号の北側で当該地区の北側高台の赤野叶岡地区の南海トラフ巨大地震の津波浸水予想区域外にある田及び畑としている。

なお、本件事業は、露天の緊急避難場所を整備するもので、風雨にはテントで対処する一時的な避難場所とすることを想定している。

本件事業は、前述のとおり、南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性の高い地区に、住民の命を守ることを第一に考え、津波発生時に避難する場所を整備するものである。当該地区は、高齢化率が高く、災害弱者である高齢者が多く居住しており、また、障害がある等の理由により、避難に時間を要する災害時要援護者も安全に避難させなくてはならないものである。

本件事業を施行することにより、災害時要援護者等を優先的に避難させる場所の確保ができ、住民が安心して生活することができるようになるものである。今後も予測される高齢者の増加等、災害弱者の安全確保においても有効なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について
本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施していないが、津波避難施設とい

高知県環境基本計画第五次計画における目標値の一部改定について

1 改定の趣旨

- ・本年3月に策定した「高知県脱炭素社会推進アクションプラン」において、2030年度の温室効果ガス排出量削減目標の引き上げを行った。
- ・これに伴い、同目標を設定している「高知県環境基本計画第五次計画」についても目標値の改定を行うもの。

2 改定内容

戦略1 地球温暖化への対策

1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大

目標指標

(変更前)

指標	現状	目標
県内の温室効果ガスの排出量（年間） ※基準年（平成25（2013）年度）	14%削減（H29）	15%以上削減（R12）

(注) 基準年の電気のCO₂排出係数で計算（排出係数固定）

(変更後)

指標	現状	目標
県内の温室効果ガスの排出量（年間） ※基準年（平成25（2013）年度）	24.1%削減（H29）	47%以上削減（R12）

(注) 電気のCO₂排出係数は変動（排出係数変動）

(参考)

変更後の令和12年目標については、電気のCO₂排出係数を、国が「エネルギー基本計画」（2021年）で掲げた2030年の電源構成（国の削減目標（46%削減）が達成された場合の電源構成）を基に算出している。

高知県環境基本計画第五次計画 進捗管理シート 総括表

【令和3年度及び令和4年度の進捗状況】

目 次	
戦略1 地球温暖化への対策	1
戦略2 循環型社会への取組	5
戦略3 自然環境を守る取組	9
戦略4 地域資源を活かした産業振興	13
戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり	15
進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）	17
高知県環境基本計画第五次計画の普及啓発	21

【計画期間：令和3年度 ▶▶▶▶▶ 令和7年度】

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標				R3	R4	担当課
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標			
1	当初	【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年)	年間	24.1%削減(R29)	47%以上削減(R12)	R5~R6	環境計画推進課	
			エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社(R元)	220社	270社(R7)		R4.3
			地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	-	9.1%(R元)	7.1%	5%未満(R7)		R3.12
2	当初	【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7%(R元)	11.1%(R7)	R4.9頃	環境計画推進課	
			住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	-	-	500件(R7)		-
			民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	-	-	25件(R7)		-
			小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	-	-	3件(R7)		-
			地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	-	1件	3件(R7)		R4.3
			「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	-	1件	20社(R7)		R4.3
3	当初	【1-3 気候変動の影響への適応】 1 地球温暖化の影響への適応	気候変動の影響への「適応策」の推進	-	-	-	計画の推進	-	環境計画推進課
			高知県気候変動適応センター(高知県衛生環境研究所)と連携し、県民・事業者・市町村に対し、本県における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理及び提供を行う。	-	-	-	-	-	
4	当初	【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	32%	39%(R12)	R4.5	交通運輸政策課
			県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	32%	39%(R12)	R4.5	
5	当初	【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	32%	39%(R12)	R4.5	交通運輸政策課
			県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9%(R元)	32%	39%(R12)	R4.5	

戦略1 地球温暖化への対策

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R3		R4		担当課	
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標	R3年度の実績値が固まる時期		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)		アウトプット(結果)
6	当初	【1-5 都市のコンパクト化と公共交通ネットワーク形成】 1 都市のコンパクト化	「都市計画区域マスタープラン」の推進	-	-	-	計画の推進	-	概ね20年後の都市の姿を展望したまちづくりを進めていくため、平成30(2018)年に改訂した「都市計画区域マスタープラン」に基づき、引き続き、都市のコンパクト化を目指し、市町と連携してまちづくりを進め	・都市計画区域を有する20市町を対象とし都市計画基礎調査を実施 ・区域区分等の都市計画の変更に向けた市町との調整	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・区域区分の変更 ・市町が定める都市計画の決定(変更)の支援	・都市計画区域を有する20市町を対象とした都市計画基礎調査を実施 ・市町が定める都市計画の適切な決定(変更)を支援	・都市計画区域における土地利用等の現状を把握 ・市町が定める都市計画の適切な運用	都市計画課
7	当初	2 地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)に基づく取組の推進	「地域公共交通計画(地域公共交通網形成計画)」の着実な実行	-	-	-	計画の着実な実行	-	【高知県東部広域地域公共交通網形成計画・嶺北地域公共交通網形成計画に基づく取組】 持続可能な公共交通ネットワークの確立に向けて、平成30年度に策定した広域的な地域公共交通網形成計画に基づく取組を実施する。 【県版地域公共交通計画の策定】 高知県全域を対象とした地域公共交通計画を策定する。	・東部計画:協議会の開催(書面開催)1回 ・嶺北計画:協議会委員の見直し、協議会の開催2回 ・県計画:県内市町村の策定状況の調査、他県策定事例の調査、四国運輸局との協議1回	・東部計画:あき総合病院前駅駐輪場整備、公共交通マップの改正、DMV導入に伴う路線バスとの接続強化(停車場所・ダイヤ調整)、コミュニティバス実証運行開始(室戸市) ・嶺北計画:公共交通ホームページの更新、パーク&ライド駐車場の設置	・東部計画:駐車場整備、マップ改正やバス接続強化など、利用者にとってより利便性が高まっている。 ・嶺北計画:R3.10バス路線の再編実現、R4.3JR大杉駅への特急列車の停車増実現		交通運輸政策課
8	当初	【1-6 省エネビル・住宅やZEB・ZEHの推進】 1 省エネ住宅の推進	こうちエコハウスへの来館者数	年間	949人(R元)	657人	1,000人(毎年)	R4.4	省エネ住宅の推進のため、県民への省エネ住宅の普及啓発を市町村や事業者と連携を図りながら進める。	普及啓発用リーフレットの作成	具体的な結果を示すことが困難	具体的な成果を示すことが困難		住宅課
9	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	-	2.1%(R元)	4%	(R7)	R4.11頃	高効率機器への更新やZEB化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う。	省エネアドバイザーのチラシを作成し、県内商工会議所の会報誌への折り込みやDMにより周知を行った。(7,950部配布)	・木造利用総合窓口の利用者657名(R4.3月末現在)	・CLT建築物 R3実績(R4.3月末)35棟(R2末30棟) ・非住宅建築物の木造化率(床面積) R3実績:13.8%(R2実績:18.4%) ・戸建て住宅の木造化率が全国平均を上回っている R3実績:高知県92.9%(全国平均91.1%) (R2実績:高知県93.5%(全国平均90.6%))		木材産業振興課
10	当初	2 ZEB・ZEHの推進	戸建て新築件数に対するZEH補助金の交付決定シェア	-	2.1%(R元)	4%	(R7)	R4.11頃	高効率機器への更新やZEB化などの建築物や設備の省エネ化の促進につながる普及啓発や支援を行う。	省エネアドバイザーのチラシを作成し、県内商工会議所の会報誌への折り込みやDMにより周知を行った。(7,950部配布)	派遣希望事業者数が再び増加傾向に転じている。	派遣希望事業者数が再び増加傾向に転じている。		環境計画推進課
11	当初	【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha(R元)	4,493ha	5,200ha(毎年)	R4.6	林業事業者等による「森の工場」づくりをはじめ、森林環境税などを活用した間伐などへの支援を行い、森林整備を積極的に推進する。また、低コスト育林や一貫生産システムの推進、地域ぐるみでの再造林推進、苗木生産施設への支援などを実施する。	・造林事業や公益林保全整備事業を活用し、荒廃森林の整備を行った。 ・森林整備のPRを県HPや林業機関紙(2誌)へ掲載するとともに、市町村広報誌への掲載依頼を行った。 ・「増産・再造林推進協議会」を開催し地域ぐるみで再造林を推進した。 ・コンテナ育苗苗技術指導、生産施設整備の支援を行い生産体制づくりを支援した。	・間伐面積4,493ha、再造林面積299ha、HP公報掲載市町村30市町村	・CO2吸収源として必要となる適正な森林の整備・管理が行われている。		木材増産推進課
12	当初	2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進	県内民有林の再造林面積	年間	250ha(R元)	299ha	630ha(R5)	R4.6	協働の森づくり事業で整備した森林のCO2吸収量を数値化し認証することを通じて、環境先進企業と地域との協働により、その社会的な認知度を高め、温暖化防止対策を推進する。	・新規・更新企業への営業訪問等(新規4件、更新6件) ・高知県CO2吸収専門委員会の開催(1回)	・CO2吸収証書の発行(36件)	・森林整備面積(319.70ha) (R3整備実績) ・CO2吸収量(13,510t-CO2) (R3実績)		林業環境政策課
13	当初	3 オフセット・クレジット制度の活用	県内民有林の再造林面積	年間	250ha(R元)	299ha	630ha(R5)	R4.6	国のJ-クレジット制度を利用して、森林の適正な管理によるCO2の吸収量や、木質バイオマス化石燃料に代替したことによる削減量をクレジット化し、カーボン・オフセットを行う企業などに販売する。	・プロバイダー販売委託契約 5社 ・エコプロ2021への出展(3日間)	・新規のクレジット購入企業数6件 ・エコプロ2021来場者数(54,885人)	販売件数69件、売却量693t-CO2	・プロバイダー販売委託契約 5社	自然共生課

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び取組に基づく施策	各取組の指標				事業概要	R3			R4		担当課	
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標		R3年度の実績値が画まる時期	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)		アウトプット(結果)
14	当初	【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)		231千t (R7)	R5.2頃	3Rに関する普及啓発 ・ゴミの発生抑制、分別収集、再生利用の推進	・市町村に対する国の施策の情報提供 ・市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促進(公共工事等による循環的利用、再生利用指定制度の活用)	・マイバッグ運動、レジ袋の削減等に3Rの浸透が図られた。 ・公共工事等から発生する産業廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクル製品の使用が図られた。	・県民一人当たりの1日分の家庭ゴミ排出量(一般廃棄物) H26: 591g、H27: 583g、H28: 578g、H29: 582g、H30: 599g、R1: 600g、R2: 603g ・産業廃棄物の再生利用率の割合(5年に一度実施する調査結果) H20: 64.6%、H26: 65.2%、R1: 72.0%	・市町村に対する国の施策の情報提供・市町村への取組の啓発(排出抑制、分別、リサイクル) ・産業廃棄物の循環的利用の促進(公共工事等による循環的利用、再生利用指定制度の活用)	環境対策課
			一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.29% (R元)		25% (R7)	R5.2頃						
15	当初	3 食品ロス削減に向けた取組の推進	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量(一般廃棄物)	年間	600g (R元)		537g (R7)	R5.2頃	「高知県食品ロス削減推進計画」の策定に向けた検討	検討委員会4回開催、庁内推進会議4回開催(ともに書面開催含む)	「高知県食品ロス削減推進計画」策定	・新聞やラジオ等による啓発(8回) ・家庭系食品ロスの組成調査 ・家庭系食品ロスのモニター調査 ・フードドライブの手引作成・配布 ・啓発リーフレットの作成・配布	県民生活課	
16	当初	【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収	リバーボランティアによる清掃活動の実施	-	-	-	継続的な実施	-	・プラスチック資源循環促進法に基づく市町村の分別回収体制に係る情報収集等	・新法に係る情報を適宜市町村に周知	・環境省説明会を通じて、新法の目的やスケジュール、財源措置案等の概要を把握 ・施設整備に欠かせない環境省交付金に関し、新法への対応が要件化されることについて概要を把握	・県内いくつかの市町村で、新法に基づくプラスチック資源分別収集の体制構築に向けた協議が始まっている。	・新法に係る情報を市町村に周知(随時)	環境対策課
									2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新	河川ごみマップでごみの状況を可視化することによって、ごみの削減に向けた関心を高めるとともに、清掃活動への参加やごみを捨てない環境にやさしいライフスタイルの実現につなげる。	・仁淀川ごみマップ(仮称)作成に伴う各団体への調査依頼 ・仁淀川清流保全推進協議会内でのWG(マップ案に対する協議) ・四万十川一斉清掃(4/10、4/11) ・仁淀川一斉清掃(10/23)	四万十川一斉清掃参加者: 2,857人、仁淀川一斉清掃参加者: 369人	河川ごみマップ(たき台)の完成	自然共生課
18	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査	リバーボランティアによる清掃活動を実施するため消耗品の配布や保険の加入を行う。					消耗品費(予算): 1,277千円 保険料(実績): 233千円	消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入(令和3年5月1日～令和4年4月30日)	リバーボランティアの負担の軽減。	消耗品費(予算): 1,391千円 保険料(実績): 250千円	消耗品の配布、傷害・賠償責任保険の加入(令和4年5月1日～令和5年4月30日)	河川課	
19	当初	3 海岸漂着ごみのモニタリング調査	高知県の海岸において、継続的に漂着ごみの組成や存在量を調査し、それらの経年変化を把握するため、モニタリング調査を実施する。					海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施(高知港海岸)	高知港海岸における漂着ごみの組成や存在量の調査を実施	調査により漂着ごみの実態を把握し、今後の漂着ごみ発生抑制対策を効果的に実施する。	海岸漂着物等地域対策推進事業を活用し、漂着ごみ組成調査を実施予定(高知港海岸)		港湾・海岸課	
20	当初	【2-3 廃棄物の有効活用】 1 各種リサイクル法の推進	各種リサイクル法(家電、小型家電、容器包装)の推進	-	-	-	-	-	・市町村における容器包装リサイクルの取組状況の把握(R4.3実施中) 34 ・市町村における小型家電リサイクルの取組状況の把握(R4.3現在) 実施中 22、実施していない 12 ※認定事業者以外の事業者へ金属ゴミとして引渡しをしている市町村は「実施していない」へ計上	・市町村が県内他市町村の取組状況を把握することで、容器包装リサイクルの分別収集員を追加検討するきっかけが生まれている。	・市町村における容器包装リサイクルの取組状況の把握、情報共有等	環境対策課		
									2 家畜排せつ物の活用	家畜排せつ物の有効活用のために、消費者へのPR等による家畜排せつ物の利用促進、利用促進に関する技術研修の実施、処理高度化施設の整備、資源循環型畜産及び環境保全型農業の推進を行う。	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応 ・職員の研修会等への参加 1回	・令和2年度補正 畜産・酪農収益力強化整備等事業(機械導入)を活用し、堆肥調整散布関係機械装置の導入を支援 ・職員の知識・技術指導力の向上	・機械導入により、作業効率の向上及び良質な堆肥作りが可能となった。 ・畜産農家の新たなニーズにも対応できるようになった。	・堆肥保管処理施設等の整備に関する補助事業の周知 ・畜産・酪農収益力強化整備等事業(施設整備・機械設備)要望調査開始の円滑な対応 ・職員の研修会等への参加 1回
21	当初	3 木質バイオマス利用により発生する燃焼灰の有効活用	下水汚泥処理で発生するガスの有効活用率 ※点検による発電停止期間を除く	年間	-	87.4%	100% (毎年)	44652.0%	燃焼灰を有効に活用するため、「木質バイオマス燃焼灰適正利用の手引き」を普及し、事業者の適正な運用を進める。	「木質バイオマス燃焼灰適正利用の手引き」の周知を図るためホームページに掲載(通年)	施設園芸での木質バイオマスボイラー利用の一部は自ら燃焼灰を利用している。発電後の燃焼灰については、再生砂、吸着資材、埋め戻し等での利用が始まった。		木材産業課	
22	当初	4 下水汚泥処理で発生するガスの有効活用	高須浄化センターでは下水汚泥を減量化する消化施設を整備。消化過程で発生するメタン発酵ガスをバイオマス発電事業を行う民間事業者に供給することにより有効活用を努めます。					汚泥消化施設の稼働開始【ガス発生見込み量】1,890千Nm ³ /年】 民間発電事業者への消化ガスの供給【ガス供給見込み量】1,868千Nm ³ /年】	消化ガスの有効活用が図れた民間発電事業者による消化ガス発電の実施【発電量】3,202千kWh/年】	バイオマス由来の消化ガス発電により、CO ₂ 削減が図れた	民間発電事業者への消化ガス供給 民間発電事業者の発電量の監視	バイオマス由来の消化ガス発電によるCO ₂ 削減 民間発電事業者による消化ガス発電の実施	公園下水道課	

戦略2 循環型社会への取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R3			R4		担当課	
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標	R3年度の実績値が固まる時期		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)		
24	当初	【2-4 廃棄物の適正処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理	適正処理講習会の開催回数	年間	3回(R元)	3回	3回(毎年)	R3.11	・福祉保健所毎の廃棄物等連絡協議会の活性化と地域団体とのネットワーク化による不法投棄対策や情報交換を図る。 ・排出事業者及び処理業者を対象に、廃棄物適正処理を理解してもらうため講習会を開催する。 ・処理許可業者等への立入検査・調査を行い適正処理指導を行う。	392施設のPCB含有塗膜調査実施、廃棄物適正処理講習会(安芸市、須崎市、四万十市)開催	新たに23施設での低濃度PCB含有が判明、廃棄物適正処理講習会参加者は安芸市34名、須崎市53名、四万十市75名	・低濃度PCB処理期限(令和8年度末)に向けた取組みが進んでいる ・廃棄物適正処理講習会参加者の廃棄物に関する知識の向上に寄与			環境対策課
25	当初	2 災害廃棄物の処理対策	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催(訓練を含む)	年間	3回(R元)	3回	3回(毎年)	R4.2	・一瞬に膨大な量が発生する災害廃棄物について、早期の復旧・復興に向けて、平時において広域処理体制の構築等を検討する。	災害廃棄物関連会議等開催(業務説明会及び連携連絡会1回、災害廃棄物処理広域ブロック協議会3回、同幹事会1回)	業務説明会及び連携連絡会(参加者62人)、災害廃棄物処理広域ブロック協議会3回、同幹事会(参加6幹事市)	災害廃棄物の広域処理体制について、災害廃棄物処理広域ブロック協議会を軸として、各種課題への対応を具体的に議論できた。	・各種会議等を順次開催		環境対策課
26	当初	【2-5 リサイクル産業の振興】 1 リサイクル製品の認定と環境配慮型事業所の認定	リサイクル製品の認定数	累計	99件(R元)	99件	105件(R7)	R4.3	・廃棄物などの循環資源を利用し、県内で製造加工される優秀な「リサイクル製品」の普及とリサイクル事業者の育成 ・地域における循環型社会の形成等、循環型社会の形成に貢献する事業者の認定と育成	・募集チラシの配布 2,700部 ・建設資材のチラシの配布 1,400部 ・高知県リサイクル製品等認定制度紹介パネル展(オーテピア)、県庁ロビー展示	・認定製品への問い合わせ件数の増加	・認定製品としてのPRIにより、製品の新規契約に結びついている。	・募集チラシの配布 2,700部 ・高知県リサイクル製品等認定制度紹介パネル展	・高知県リサイクル製品の認定申請1件	環境対策課
27	当初	2 グリーン購入の普及	環境配慮型事業所の認定数	累計	18件(R元)	19件	20件(R7)	R4.3	・令和3年度高知県グリーン購入実施計画の策定及び庁内での取組周知、地球温暖化防止県民会議行政部会での市町村への取組呼びかけ		・県庁内での適切な取組実施				環境計画推進課

戦略3 自然環境を守る取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R3			R4		担当課
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標	R3年度の実績値が目標を超過する		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)	
28	当初	【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野生動物植物の保全 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海浜、海洋環境の保全 2 野生鳥獣の保護・管理	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	—	80% (R5)	—	自然環境や生物多様性に対する県民の理解を深め、環境保全に関する意識の高い人材を育成するとともに、地域の暮らしとの調和を図りながら貴重な自然環境の保全を実現し、次世代に引き継ぐために、地域の自然環境に関する普及啓発を実施し、希少野生動物の保護、特定外来生物の駆除等保全活動を進める。	希少野生動物被害防止対策事業の各委託業務の実施(調査、モニタリング、防護柵設置、石鎚山系保護指針策定)、サンゴ分布調査の実施、生物分布調査(生物、植物)の実施、レッドデータブック(植物編)の発行	県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動など約500人参加、石鎚山系保全シンポジウム約50人参加、サンゴ保全シンポジウム約50人参加	県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動などの実施により一般の方に身近な自然への理解を深めることができた。石鎚山系保全シンポジウムや沿岸地域のサンゴ保全に係るシンポジウムの実施により、本県の自然環境が直面している問題を、関係機関や一般の方と共有することができた。	防除柵モニタリング調査を実施、生物分布調査(生物、植物)の実施	自然共生課
			防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	90%	80% (毎年)	R4.1						
			食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	8か所	5か所 (毎年)	R4.3						
29	当初	6 漁場環境の保全	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	—	30,000頭 (R3)	R4.8	鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づき野生鳥獣の保護管理を行う。	①シカ個体数調整事業 前年度の狩猟により捕獲したシカについて捕獲報償金(8,000円/頭)を交付 ②指定管理鳥獣捕獲等事業 高標高域の国有林内鳥獣保護区等(2区域)でシカ(指定管理鳥獣)捕獲を実施 ③狩猟フェスタ開催 開催回数:1回 ④くりわな製作講習会 開催回数:5回 ⑤森林環境保全対策シカ捕獲事業 5市町(安芸市、四万十市、香美市、大豊町、四万十町)で高知県森林環境税を活用し、シカ捕獲を実施 ⑥わな猟体験ツアー 開催回数:2回 ⑦マンツーマン技術指導 指導者:6名	①シカ個体数調整事業 令和2年度狩猟期のシカ捕獲頭数7,238頭のうち7,071頭への捕獲報償金(8,000円/頭)を交付 ②指定管理鳥獣捕獲等事業 R3年度(2区域:わな猟 48頭) ③狩猟フェスタ開催 参加者:850人、当初想定していた400人を大きく上回る来場者が増えた。 ④くりわな製作講習会 参加者:87人 ⑤森林環境保全対策シカ捕獲事業 シカの本事業での取り扱い頭数1,596頭 ⑥わな猟体験ツアー 参加者:17人 ⑦マンツーマン技術指導 参加者:15人のべ指導回数:93回	1 総合的な野生鳥獣の被害対策 (1)シカの捕獲対策の推進 ・年間捕獲目標3万頭達成に向けた捕獲数の底上げ インプット①②⑤⑥を講じたことによりシカ捕獲頭数を一定のレベルに維持 2 新規狩猟者の確保と捕獲技術の向上 (1)狩猟者の減少と高齢化 (2)わな猟の捕獲技術の向上 ③④⑥⑦などの取り組みによる捕獲の担い手の確保と捕獲技術の向上	○シカ個体数調整事業 5町村95頭分の捕獲報償金(8,000円/頭)を交付(6月20日現在) ○第二種特定鳥獣捕獲推進事業費補助金 2町村949基分3,965,106円を交付(6月17日現在)	鳥獣対策課
			絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	276種	—	増やさない	—						
30	当初	6 漁場環境の保全	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	717種	—	増やさない	—	県下沿岸地域において、各地先の活動組織が藻場や干潟の造成活動等を行えるよう、各地先の活動組織をとりまとめる「高知県環境生態系保全対策協議会」に対して補助を行い、円滑な活動の実施を支援するほか、各漁業指導所が現場での活動支援を随時行う。また水産試験場では、天皇洲の干潟におけるアサリ個体数のモニタリングや県内定点の藻場被度調査を行う。	協議会に対して補助金を交付。12月までに3回の概算払を行い、活動組織の活動を支援。また、水産試験場では、天皇洲のアサリ資源に関する調査を実施。	令和3年度は、県内で行われる取組(藻場の保全に係る取組を計119.14ha、干潟の保全に係る取組を計36.9ha)を支援した。また水産試験場において、天皇洲におけるアサリ調査や藻場定点調査を実施し、状況を把握することができた。天皇洲における調査結果は、干潟の保全に係る取組を実施する組織に報告。	藻場や干潟の保全に係る活動の支援により、一部の地域で食害生物の減少や藻場の繁栄が確認できた。 天皇洲においては、アサリの現存量などの状況が把握できたので、今後の干潟の保全に係る活動をより効果的に実施していくためのデータとして活用していく。	水産業振興課	
			絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	717種	—	増やさない	—						
31	当初	【3-2 森林環境の保全】 1 協働の森づくり事業の推進 2 森林環境譲与税などの取組	協働の森づくり事業のパートナーズ協定締結数	累計	63件 (R元)	66件	新規の増加更新の継続	R4.3末	協定企業との交流活動(11件) ・新規・更新企業への営業訪問等(新規4件、更新6件) ・協働の森フォーラム開催(1回) ・協定5年以上継続企業に対する感謝状の贈呈(1件)、協定10年以上継続企業に対する感謝状及び記念品の贈呈(1件)	・協働の森 新規協定(1件)、更新協定(2件) ・第15回協働の森フォーラムへの参加者実績(会場参加147人、オンライン参加115人) ・企業との交流活動(451名)	・協定締結数(41件)	林業環境政策課		
32	当初	【3-3 里地里山の保全】 1 集落活動センターの取組や移住の促進による里地里山の活性化	新規就農者数	年間	261人 (R元)	213人	320人 (毎年)	R4.6~7	県内外からのI-Uターン者などによる自営就農や雇的就農など、多様な担い手の確保を推進し、農地の集積や保全管理等を進める	新規就農ポータルサイトへの記事投稿、更新183回 オンラインイベント開催8回、就農相談会 オンライン参加7回、対面参加6回	就業相談受付件数:181件うちオンライン52件 オンラインイベント参加者 延べ315人	オンラインイベントから個別相談に発展:17件	農業担い手支援課	
			集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	63か所	80か所 (R6)	R4.3末						
33	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保	集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	63か所	80か所 (R6)	R4.3末	集落活動センターの設置、運営支援など、中山間地域におけるそれぞれ地域課題やニーズに応じて、地域住民が主体となって産業、生活、福祉、防災などの活動に取り組む仕組みづくりを推進	中山間総合対策本部会議2回、中山間対策関係部局等会議2回開催、集落実態調査の実施	本部会議等で新たな集落活動センターの立ち上げ状況や、集落実態調査の報告を行い、R4年度以降の中山間対策の施策体系「山中八策」策定	新たな集落活動センター開設1か所	中山間地域対策課	
34	当初	2 都市との交流による生物多様性の維持と地域活性化 3 環境に配慮した農業の推進と生き物の生息環境の確保	集落活動センターの設置数	累計	61か所 (R元)	63か所	80か所 (R6)	R4.3末	本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光の推進し、グリーンツーリズムなどを通して地域経済の活性化につなげる。	四国カルスト県立自然公園の自然を紹介する施設である「カルスト学習館」の展示等の再整備、カルスト自然探勝路及びカルスト自然探勝路及びカルストキャンプ場再整備の設計	「カルスト学習館」の展示等の再整備、カルスト自然探勝路及びカルストキャンプ場再整備の設計完了		自然共生課	

戦略3 自然環境を守る取組

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標					事業概要	R3			R4		担当課	
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標	R3年度の実績値が異なる時期		インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)	アウトプット(結果)		
35	当初	3-4 清流の保全と流域の振興 1 清流保全活動の推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件(R元)	8件	新規の増加更新の継続	R4.3	物部川清流保全計画、仁淀川清流保全計画及び四万十川流域振興ビジョンに基づき、各主体と連携した清流保全活動の実施や啓発、住民による取組を支援するとともに、それ以外の河川についても、各市町村や団体と連携しながら、活用・保全の取組を推進していく。	RAC川の安全教室の開催(RAC川のアシスタントリーダー講座、川という自然の理解講座)、仁淀川一斉清掃	RAC川の安全教室参加者:14名(のべ)、仁淀川一斉清掃参加者:369名	RACリーダー資格取得者4名(累計で16名)	自然共生課		
	36	2 協働の川づくり事業の推進												川の環境保全活動に関心のある企業と清流保全活動に取り組んでいるNPOなど、流域市町村、県と「協働の川づくりパートナーズ協定」を締結し、一斉清掃や間伐、子どもたちを対象とした環境学習などの取組を協働で推進していく。	自然共生課
	37	当初												3 多自然川づくりの推進	おもてなしの水辺創成事業の実施
			環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施	-	-	5箇所	継続的な実施	R5.3末							
38	当初	3-5 快適な生活環境の確保 1 大気、水質などの調査	公共用水域における水質汚濁に係る環境基準達成率	年間	97%(H30)	93%(毎年)	R5.1	公共用水域における水質等環境調査や大気などの監視により生活環境の保全を図る	委託業務関係：公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務・道路交通騒音調査委託業務 水質関係：公共用水域水質測定計画に基づき水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 大気関係：大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施、ばい煙発生施設への立入検査の実施	県内の大気・水質等環境状況の継続把握 大気環境測定局(7測定局)・有害大気汚染物質モニタリング調査(2地点)、酸性雨調査(1地点)・大気環境移動測定(2地点)・公共用水域測定(河川11地点、湖沼2地点、海域42地点、底質6地点)・地下水測定(概況20地点、継続11地点)・海水浴場水質調査(7地点) ダイオキシン類濃度調査(大気4地点、水質・底質7地点、地下水1地点、土壌1地点) 騒音調査(航空機騒音4地点、道路交通騒音2地点) 工場・事業場立入検査の実施 大気関係 事業所、水質関係 31事業所	環境情報の提供 大気環境監視関係 広域大気汚染に備え監視体制の強化 大気環境のデータを環境省広域大気汚染物質監視システム(そらまめ君)による1時間前のデータ提供に加えて、直接県のホームページ上に掲載することによりリアルタイムのデータを県民に提供できる。 水質関係 公共用水域における水質汚染に係る環境基準達成率90%(R2) 地下水における水質汚濁に係る環境基準達成率99%(R2) 工場・事業場等事業者による環境保全の意識付け	委託業務関係：公共用水域水質調査委託業務・地下水水質調査委託業務・ダイオキシン類濃度調査委託業務 水質関係：公共用水域水質測定計画に基づき水質測定及び工場・事業場への立入検査の実施 大気関係：大気環境測定局での大気環境常時監視の実施及び大気環境移動測定車による大気環境モニタリング調査の実施、航空機騒音常時監視の実施	県内の大気・水質等環境状況の継続把握 大気環境測定局(7測定局)・有害大気汚染物質モニタリング調査(2地点)・酸性雨調査(1地点)・大気環境移動測定(2地点)・公共用水域測定(河川11地点、湖沼2地点、海域42地点、底質6地点)・地下水測定(概況20地点、継続11地点)・海水浴場水質調査(7地点) 騒音調査(航空機騒音4地点)工場・事業場立入検査の実施 水質関係 50事業所	環境対策課	
			地下水における環境基準達成率	年間	99%(H30)	100%(R3)	100%(毎年)								R5.1
39	当初	3-6 公共工事などでの環境配慮 1 道路工事での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡(R元)	6,979㎡(見込)	4,199㎡以上(毎年)	R4.12頃	工事により発生した切土法面保護工法として、種子を吹き付ける工法が経済的に安価となるが、潜在自然植生を用いたポット苗工法を基本工法として採用することで自然林を回復する。(工事費で約1,900円/㎡、R3施工箇所合計で約1326万円の追加費用を投入)	ポット苗工法により自然林を回復。(A=6,979㎡(見込み))	令和3年度に施工見込みのポット苗(A=6,979㎡)により、空気中のCO2吸収量が増加。(自然林が復元されれば、約270世帯が1日に排出するCO2(約2.3t)を1年間で吸収する)	道路課			
													整理番号37に記載	整理番号37に記載	河川課
40	当初	2 多自然川づくりの推進【再掲】													
41	当初	3 治山・林道事業での環境配慮	自然林の回復	年間	7,558㎡(R元)	6,979㎡(見込)	4,199㎡以上(毎年)	R4.12頃	治山・林道事業に関しては、工事金額が8千万円以上について、文化環境システムにて検討を行う。また、林道工事については希少動物(クマタカ)の営巣地がある路線があるため、工事発注前にモニタリング調査を行い、アドバイザーの提言を受け事業を実施して行く。	令和3年度文化環境システム対象工事:16箇所【竣工1箇所(別府NO.3復旧治山工事) 幹線林道開設事業 大野・高樺線2工区環境調査委託業務(契約日:R3.7.26、R3.12.9)	令和3年度文化環境システム対象工事については、17箇所中1箇所が廃工となってしまうが、残りの工事については、ほぼ計画どおり発注が完了し、環境配慮検討も終わった。 クマタカの繁殖状況調査では、確かならぬ繁殖を確認できなかった。今後12月～3月までに繁殖モニタリング調査を実施し、調査結果を注視しつつ工事の発注調整を行う予定である。	治山林道課			
42	当初	4 環境配慮勉強会の実施	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回(R元)	0回	1回以上(毎年)	R4.3	環境負荷の軽減と地域文化の保存・活用を継続的に行うために、「文化環境評価システム」の運用を行うとともに、四万十川流域においては、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例第32条の規定に基づき、「高知県四万十川流域環境配慮指針」を策定し、流域の公共工事について、事業の計画から実施、管理の各段階ごとに生態系及び景観の保全への配慮を行う。	環境配慮指針の周知(1回)、四万十川条例担当者会(勉強会)の実施(1回)	四万十川条例担当者会(勉強会)流域5市町出席(6名)	環境配慮指針について公共事業だけでなく助成する事業も対象となる旨の周知を行うことで、より広く指針の趣旨の徹底をはかった。	自然共生課		
43	当初	5 環境影響評価の適切な管理・運営	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回(R元)	0回	1回以上(毎年)	R4.3	大規模な開発事業を実施しようとする際に、あらかじめその事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者には調査、予測、評価を行わせ、その結果を公表して国民、県民等から意見を聴き、環境への適正な配慮を実施していく。	環境影響評価技術審査会の開催(2回)、事後調査報告書に係る手続き(2回)	第二種事業判定に係る技術審査会(1回)、方法書に係る技術審査会(1回)、事後調査報告書に係る縦覧、意見照会及び審査(2件)	事業者は環境影響評価に係る適切な手続きを実施させ、環境の保全について適正な配慮に努めた。	自然共生課		

戦略4 地域資源を活かした産業振興

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標				事業概要	R3			R4		担当課	
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標		R3年度の実績値が固まる時期	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)		アウトプット(結果)
44	当初	【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人(R元)	1,399千人	1,141千人(毎年)	R4.4末~5	<p>【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:11市町村、20事業 ○地域観光振興交付金による支援:2市町村、2事業 ○協議への参画等による関係者間の調整 <p>【グリーン・ツーリズムの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四国グリーンツーリズム推進協議会関係 ○四国4県での協議会の実施(6/3,10/14,2/1) ○「思いっきり四国! 88癒しの旅。」キャンペーンの実施(8/14~1/10) ○公式SNSでの情報発信(11/4~) ○四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流会(農山漁村地域でのオンライントリップ)(11/16) 	<p>【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観光振興推進総合支援事業費補助金については、11市町村、20事業が交付決定され、市町村等による自然を活かした観光基盤の磨き上げ、事業戦略の策定、周遊コース(観光クラスター)の整備、体験プログラムの磨き上げ等が進んでいる。 <p>【グリーン・ツーリズムの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「思いっきり四国! 88癒しの旅。」キャンペーンの応募件数:464件(Instagram:18件 HP:34件 はがき:412件) ●四国グリーン・ツーリズム推進協議会実践者交流研修会:54名参加(香川:18名 愛媛:28名 徳島:3名 高知:5名) ●公式SNSでの情報発信状況:18件(愛媛:7件 香川:4件 徳島:6件、高知:1件) 	<p>【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:2市町村、2事業(6/15時点交付決定) ○地域観光振興交付金による支援:1市町村、1事業(6/15時点交付決定) ○協議への参画等による関係者間の調整 <p>【グリーン・ツーリズムの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○withコロナ、afterコロナ期を見据え、SNSを中心とした情報発信事業を強化し、グリーン・ツーリズムの誘客促進につなげている。 	<p>【豊かな自然を活かした自然体験型観光施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光振興総合支援事業費補助金による支援:2市町村、2事業(6/15時点交付決定) ○協議への参画等による関係者間の調整 <p>【グリーン・ツーリズムの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四国4県での協議会の実施(5/11) ○公式SNSでの情報発信事業の取次対応(6/23~6/24) 	地域観光課	
45	当初	2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進							<p>本県の豊かな自然環境を利用した体験型観光の推進のために、環境保全を図りつつ自然を楽しめる利用施設の整備と維持管理を行う。</p>	<p>・四国カルスト国立自然公園の自然を紹介する施設である「カルスト学習館」の展示等の再整備 ・カルスト自然探勝路、カルストキャンプ場再整備の設計</p>	<p>・「カルスト学習館」の展示等の再整備、カルスト自然探勝路及びカルストキャンプ場再整備の設計完了 ・もくもくエコランド2021(来場者アンケート実績:288件)</p>	<p>・カルスト自然探勝路整備及びカルストキャンプ場再整備については、引き続き関係機関等と連携し、環境への影響を配慮しながら、自然を楽しめる利用施設の整備を進める。</p>	自然共生課	
46	当初	3 環境保全型農業の推進	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	-	2品目	7品目(R5)	R4.3末	<p>環境保全型農業が農業振興や農業生産の持続可能性の強化に波及するよう、IPM技術の普及拡大やGAP推進の取組などを進める。</p>	<p>◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(通年)、生産者、技術者への技術指導(通年)、環境保全型農業資材の導入状況調査(9月)、ナス、キュウリにおける常溫煙霧実証</p> <p>◆GAP関係:JAグループとのGAP推進協議(3回)、JA品目別常農指導委員会(2回)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修1回、現地調査1回)ASIAGAP認証取得技術支援(1回)、県版GAP支援システム検討会(1回)</p>	<p>◆IPM関係:IPM実証展示ほの設置(11作物・18カ所)、生産者、技術者への技術指導(3回・55人)、ナス、キュウリにおける常溫煙霧実証(ナス:3カ所、キュウリ:6カ所)</p> <p>◆GAP関係:JAグループエコシステム栽培システムへの県版GAPの導入、JA品目別常農指導委員会(25人)、県版GAP第三者確認の実施(事前研修7人、現地調査12カ所)、ASIAGAP認証取得技術支援(2法人)、GAP研修会(9名)、GAPセミナー(54名)、JGAP指導員基礎研修(13名)</p>	<p>◆IPM関係:実証展示ほの設置により、生産者のIPMに対する意識が高まった。研修会参加者のIPMに対する理解度が高まった。</p>	環境農業推進課	
47	当初	4 CLTなどによる県産材の利用促進							<p>①建築物の木造化を推進するため、公共事業や公共施設での県産材の率先利用を促進するとともに、県産材を活用した住宅の建築を推進する。 ②新しい建築材料であるCLT等を活用した木造建築や低層非住宅の木造建築を推進するため、普及・技術取得及びCLT等木造建築の設計支援や、建築士・施工業者・施主を対象にした研修会に対して支援を行う。</p>	<p>①県産材利用推進本部会の開催、うち木の住まいづくり助成事業説明会の開催(3回) ②CLT建築物等の設計支援、CLT研修会、構造研修会(1回)、完成研修会(2回・予定1)の開催、CLTフォーラム(高知、東京)、非住宅木造建築セミナー(高知)の2月開催予定、CLT首長連合総会の開催(東京1回)。</p>	<p>①木造住宅の申込み305件(12月末)②CLT建築物等の設計支援(申請1件)、CLT構造・完成研修会(参加者延べ109名)、CLTフォーラム(高知63名、東京202名)、CLT首長連合総会(来賓を含め)57名)</p>		木材産業振興課	
48	当初	5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進							<p>木質バイオマス資源の有効利用を図るため、幅広い分野での木質バイオマスボイラーの導入及び木質バイオマス発電を促進するとともに、木質燃料の安定供給を推進する。</p>	<p>木質資源利用促進協議会及び講演会の開催(1回)</p>	<p>木質資源利用促進協議会及び講演会の開催(参加者44名)</p>	<p>木質バイオマスの年間利用量 R2実績284千m3(R2計画300千m3)</p>	木材産業振興課	
49	当初	6 CO2木づかい固定量認証制度の普及	県有公共施設の木造率	年間	100%(R元)	100%	100%(毎年)	R4.3	<p>県産材を使用した建築物において、建築木材中のCO2固定量を数値化し、証書等を交付することで環境への貢献を身近に感じてもらう取組。 また、県産材に限定することで、県産材の利用促進を図る。</p>	<p>もくもくエコランド2021への出展</p>	<p>もくもくエコランド2021(来場者アンケート実績:288件)</p>	<p>木づかい固定量認証制度については、個人住宅は県外の土佐材パートナー企業からの申請で伸びているが、公共施設等の実績は6件と低調であるため、引き続き公共施設等への制度案内を行っている。</p>	自然共生課	
50	当初	7 漁村におけるサービス業の創出							<p>【浦ノ内湾におけるアサリ資源回復と有効活用の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦ノ内湾のアサリ資源を回復させるため、エイやクロダイ等の食害魚からアサリを守るための「被せ網」を敷設し、そのメンテナンスを行いながら、増殖したアサリ資源の有効活用についての検討を行う。 	<p>・水産試験場による天皇洲のアサリ資源モニタリング調査の技術支援を実施 ・アサリ資源を活用した潮干狩り等の事業化に向けた関係者との協議</p>	<p>・天皇洲のアサリ資源の推定現存量が約113トンであることを確認</p>	<p>・活動団体が行うアサリ資源を活用した事業化に関するスケジュールを決定</p>	水産政策課	
51	当初								<p>内水面漁業関係者や有識者をメンバーとしたあゆ等有効活用計画検討会議を開催し、あゆを活用した漁業、観光、地域振興に関する計画を取りまとめ、県全体における取組の推進を図る。</p>	<p>・委員9名、計画策定アドバイザー1名、県関係課による全4回の計画検討会議の開催、パブリックコメントの実施</p>	<p>・あゆを有効活用して観光・地域振興等に取り組むための指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」を策定</p>	<p>・あゆを有効活用して観光・地域振興等に取り組むための指針である「あゆ王国高知振興ビジョン」を策定</p>	水産振興課	
52	当初	8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還元							<p>県、市町村、県内事業者等の共同出資により設立した株式会社で、市町村有地で太陽光発電事業を行い、その売電した収益を、出資比率に応じて株主(県、市町村、民間事業者)へ配当する。</p>	<p>・発電会社(6社)の運営(発電場所は7カ所) ・発電会社(6社)の株主総会へ出席(うち1社は書面開催)</p>	<p>・発電電力量:1312万kWh(6社合計)</p>	<p>・県への配当金収入:28,331千円(6社合計)</p>	<p>・発電会社(6社)の運営(発電場所は7カ所) ・6月末時点で開催された全て(3社)の発電会社の株主総会へ出席(うち1社は書面開催)</p> <p>・発電電力量:171万kWh(6月末時点で把握できている分の6社の発電量)</p>	環境計画推進課

整理番号	種別	戦略及び戦略に基づく施策	各戦略の指標				事業概要	R3			R4		担当課		
			目標指標	第5次計画基準値	R3(初年度)	目標		R3年度の実績値が圍まる時期	インプット(投入)	アウトプット(結果)	アウトカム(成果)	インプット(投入)		アウトプット(結果)	
53	当初	【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】 1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人(R元)	72人	100人(R5)	R4.3	学校行事としての2泊3日以上の自然体験型学習事業に加え、NPO法人や福祉施設、青少年育成団体等、民間団体が概ね高校生以下の生徒を対象とした1泊2日以上の自然体験型学習にも補助を行うことで、子どもの体験活動の機会を増やす。	R2年度から市町村訪問等により事業説明をしたことで、R3年度当初には、学校行事10校、民間団体等6団体(7企画)の実施希望があったが新型コロナウイルス感染拡大により事業の延期・中止が相次いだ。新型コロナウイルス感染が比較的落ち着いた9月末に、既存の行事(修学旅行等)での活用を検討していただく旨、再度事業周知を行った。	学校行事としての参加希望校10校のうち、実施校2校、中止校8校。民間団体等希望団体6団体(7企画)のうち、実施団体3団体(4企画)、中止団体3団体であった。参加者は、学校行事で計43名、民間団体等で計95名、総計138名であった。	学校行事として実施した事業では、青少年教育施設周辺や地元森林で、山や木に親しむ活動を行った。民間団体が実施した事業では、高校生が将来の職業として自伐型林業について体験を行うなど、キャリア学習の意味合いも持つ事業となった。	当初予算は5,100千円であり、本事業要綱当課HP掲載、市町村教育委員会及び昨年度のヒアリングにおける関係団体への要綱案内等を周知した。	6月末時点で学校行事7校・民間団体4団体(黒潮町含む)から申請があった。既に、新型コロナウイルスの影響により1校が中止となった。	生涯学習課
54	当初	1 幼少期、青少年期における環境教育の充実 2 環境学習を推進するための人材育成 3 環境保全活動を実践する人材の育成		年間	396人(R元)	595人	450人(毎年)	R4.4	1 幼少期、青少年期における環境学習の充実 ・学習プログラムリスト(小学校向け、中学校向け、高等学校向け)の作成・配布、環境絵日記コンテスト、こどもエコクラブ事業(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 2 環境学習を推進するための人材育成 ・環境学習講師の紹介・派遣(高知県環境活動支援センター実施委託業務) ・生物多様性こうち戦略推進リーダー登録制度 3 環境保全活動を実践する人材の育成 ・生物多様性こうち戦略推進リーダー養成講座・現場活動ツアーの実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・推進リーダー養成講座の開催(3回)、活動現場体験ツアーの実施(2回) ・学習プログラムリストの作成・配布。(県内全小学校へ約10部ずつ、高知市長会、教育委員会等) ・環境絵日記コンテストの開催。	・推進リーダー養成講座の受講者数(のべ98人)、活動現場体験ツアーの参加人数(のべ34人) ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数(1,247人) ・環境絵日記コンテストの参加校(84校)、応募作品数(4,268作品)	・観光ガイド向け養成講座を開催したことで、受講者数の増加に繋がった。(のべ45名の観光関係者が参加) また、観光分野の人々との交流が出来た。(県内の観光関係者が参加する観光ガイド全体研修交流会で生物多様性に関する講演をしていただく) ・学習プログラムリストを活用した環境学習を推進できた。 環境絵日記コンテストを通して、県内の多くの子どもたちに環境への意識を育ててもらえた。			自然共生課
55	当初	3 環境保全活動を実践する人材の育成	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人(R元)	595人	450人(毎年)	R4.4	人と木の共生を基本理念とした「木の文化県構想」の一環として、県民一人ひとりに森林や山を守る活動の重要性に対する理解と関心を深めてもらうため、幅広く県民からの参加を募る森林保全ボランティア活動などの取組を実施する。	森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、パネル展の開催等の実施委託<契約金額1,765,000円>	森林保全ボランティア団体による森林参加のボランティア活動(40回)、参加者(595人)HPへのアクセス17,807回森林環境学習フェアでのパネル展示(2回)	森林保全ボランティア活動への参加者数やHPへのアクセス数が増加傾向であり、森林や山を守る活動の重要性への理解とを深めることに対し、一定の役割を果たしている。	森林保全ボランティア団体による県民参加のボランティア活動、HPによる広報、パネル展の開催等の実施委託<契約金額2,891,000円>		林業環境政策課
56	当初	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人(R元)	19人	17人(R7)	R4.3	環境学習を推進するための人材育成 ・地球温暖化防止活動推進員の活用推進	・スキルアップ研修(1回) ・フォローアップ研修(1回) ・スーパー推進員研修(1回)	・スキルアップ研修(14名参加) ・フォローアップ研修(6名参加) ・スーパー推進員研修(10名参加)	・研修の受講による、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップ ・推進員同士の交流によるモチベーションアップ ・新しい活動事例の共有などにより動画を用いた啓発への参画などに繋がった	県の広報紙による推進員の募集	環境計画推進課	
57	当初	【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】 1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人(R元)	1,396人	3,000人(毎年)	R4.2	地域の美化活動を実施する団体への支援と県民との協働による不法投棄の防止や美化活動の促進 ・ボランティアの拡充、県民等の美化活動の支援、県民一斉美化活動月間の取組の推進、美化啓発及び広報活動	・美化活動に取り組む県民及び市町村への資料提供(軍手、ゴミ袋等) ・新聞広告掲載(1日)、公共交通機関(バス・電車)内広告掲載(100台)、ホームページ掲載	・美化月間中に具体的に活動に取り組む参加者数の増加	・美化に対する県民意識が向上し、美化活動が実践されたことにより、「清潔で美しい高知県をつくる条例」が目指す清潔で美しい県土づくりの推進につながった。		環境対策課	
58	当初	2 地域における環境学習の支援 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供	環境学習などの受講者数	年間	2,891人(R元)	2,376人	2,500人以上(毎年)	R4.3	2 地域における環境学習の支援 ・環境学習講師の紹介・派遣、学習プログラムリスト(社会人向け)の作成・配布(高知県環境活動支援センター実施委託業務) 3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供 ・ホームページやメールマガジン等による環境活動情報・助成金情報等の提供、生物多様性こうち戦略推進リーダー活動報告会の開催、生物多様性の普及・啓発を目的とする表彰事業「ふるさとのいのちをつなぐ こうちプラン大賞」の実施(高知県環境活動支援センター実施委託業務)	・環境学習講師の派遣(76件、115名) ・推進リーダー活動報告会の開催(2回) ・「ふるさとのいのちをつなぐ こうちプラン大賞」の開催	・環境学習講師派遣による受講者数(2,376人) ・推進リーダー活動報告会の参加人数(23人) ・「ふるさとのいのちをつなぐこうちプラン大賞」の応募件数(13件)	・環境イベントや研修会の参加者について、一定の人数は確保できており環境に対する知識は深められている。		自然共生課	

進捗状況の概括（重点施策を含む戦略に係る進捗状況のとりまとめ）

戦略1 地球温暖化への対策

【全体評価】全体としては順調に進捗している。（すべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。）

※「評価」は、「達成率」を基準として、80%以上：◎、60%以上：○、60%未満：△としている。戦略2～5も同様の基準で評価する。

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標				進捗状況		
	目標指標	第5次計画 基準値	R3 (初年度)	目標	達成率	評価	
【1-1 県民総参加による地球温暖化防止活動の拡大】 1 県民会議による取組 2 地球温暖化対策に関する効果的な情報発信	県内の温室効果ガスの排出量 ※基準年(平成25(2013)年度)	年間	24.1%削減 (H29)	47%以上 削減(R12)			
	エコアクション21の認証・登録事業者数	累計	242社 (R元)	220社 (R3)	270社 (R7)	81%	◎
	地球温暖化対策を何もしていない人の割合 ※県民世論調査における回答率	—	9.1% (R元)	7.1% (R3)	5%未満 (R7)	70%	○
【1-2 再生可能エネルギー導入への支援】 1 地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 2 地域社会に根ざした電源の導入促進と活用 3 分散型電力ネットワークの構築に向けた環境整備と地域新電力の設立支援 4 自家消費型発電設備の導入促進と電力需給調整力の確保 5 その他のエネルギーの普及促進	住宅用太陽光発電の普及率	累計	8.7% (R元)	—	11.1% (R7)	85%	◎
	住宅用蓄電池・V2Hの導入件数	累計	—	—	500件 (R7)		
	民間事業所の太陽光発電設備及び蓄電池の導入件数	累計	—	—	25件 (R7)		
	小水力発電や木質バイオマス発電の事業計画数	累計	—	—	3件 (R7)		
	地域新電力会社の設立件数(小売電気事業者の設立件数)	累計	—	1件	3件 (R7)	33%	△
	「再エネ100宣言 RE Action」に参加する県内企業数	累計	—	1件	20社 (R7)	5%	△
【1-3 気候変動の影響への適応】 1 地球温暖化の影響への適応	気候変動の影響への「適応策」の推進	—	—	—	計画の推進		
【1-4 公共交通機関の利用促進によるCO2削減】 1 公共交通機関の利用促進	県庁職員の520運動への参加率	年間	29.9% (R元)	32%	39% (R12)	82%	◎
【1-7 森林吸収源対策による温暖化防止】 1 持続可能な森林づくり 2 高知県協働の森CO2吸収認証制度の推進 3 オフセット・クレジット制度の活用	県内民有林の間伐面積	年間	4,693ha (R元)	4,493ha	5,200ha (毎年)	86%	◎
	県内民有林の再造林面積	年間	250ha (R元)	299ha	630ha (R5)	47%	△

戦略2 循環型社会への取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。（【2-1 3Rの推進】については、9月以降に調査実施予定）

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標				進捗状況		
	目標指標	第5次計画 基準値	R3 (初年度)	目標	達成率	評価	
【2-1 3Rの推進】 1 リデュースに関する普及啓発 2 リユース、リサイクルに関する普及啓発 3 食品ロス削減に向けた取組の推進	一般廃棄物の排出量	年間	252千t (R元)	(R5.2頃判明)	231千t (R7)		
	一般廃棄物のリサイクル率	年間	20.2% (R元)	(R5.2頃判明)	25% (R7)		
	県民一人当たりの1日分の家庭ごみの排出量 (一般廃棄物)	年間	600g (R元)	(R5.2頃判明)	537g (R7)		
【2-2 プラスチックごみ対策】 1 プラスチック資源の効果的な分別回収 2 自発的な清掃活動への支援と河川ごみマップの作成・更新 3 海岸漂着ごみのモニタリング調査	リバーボランティアによる清掃活動の実施	—	—	—	継続的な実施		
【2-4 廃棄物の適正処理と災害廃棄物の処理対策】 1 廃棄物の適正処理 2 災害廃棄物の処理対策	適正処理講習会の開催回数	年間	3回 (R元)	3回	3回 (毎年)	100%	◎
	災害廃棄物処理広域ブロック協議会の開催 (訓練を含む)	年間	3回 (R元)	3回	3回 (毎年)	100%	◎

戦略3 自然環境を守る取組

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標				進捗状況	
	目標指標	第5次計画 基準値	R3 (初年度)	目標	達成率	評価
【3-1 生物多様性こうち戦略の推進】 1 希少野生動植物の保全 2 野生鳥獣の保護・管理 3 外来生物による被害防止 4 動植物の情報収集と標本の適正管理 5 海岸・海洋環境の保全 6 漁場環境の保全	生物多様性の認知度	—	61.8% (H30)	—	80% (R5)	
	防護柵の設置と維持による植生回復状況	年間	77% (R元)	90%	80% (毎年)	100% ◎
	食害拡大地域の現地調査か所数	年間	7か所 (R元)	8か所	5か所 (毎年)	100% ◎
	ニホンジカの捕獲頭数	年間	19,414頭 (R元)	(R4.8判明)	30,000頭 (R3)	
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(動物)	—	276種	—	増やさない	
	絶滅種・絶滅危惧種などの数(植物)	—	717種	—	増やさない	
	【3-4 清流の保全と流域の振興】 1 清流保全活動の推進 2 協働の川づくり事業の推進 3 多自然川づくりの推進	協働の川づくりパートナーズ協定締結数	累計	8件 (R元)	8件	新規の増加 更新の継続
おもてなしの水辺創成事業の実施		—	—	—	継続的な 実施	
環境配慮が必要な河川での「多自然川づくり」の実施		—	—	5箇所	継続的な 実施	
【3-6 公共工事などでの環境配慮】 1 道路工事での環境配慮 2 多自然川づくりの推進【再掲】 3 治山・林道事業での環境配慮 4 環境配慮勉強会の実施 5 環境影響評価の適切な管理・運営	自然林の回復	年間	7,558㎡ (R元)	6,979㎡ (見込)	4,199㎡以上 (毎年)	100% ◎
	環境配慮勉強会の実施回数	年間	1回 (R元)	0回	1回以上 (毎年)	0% △

戦略4 地域資源を活かした産業振興

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標				進捗状況	
	目標指標	第5次計画 基準値	R3 (初年度)	目標	達成率	評価
【4-1 本県の強みである恵み豊かな地域資源を活用した産業振興】 1 滞在型観光、体験型観光の推進 2 自然公園の適正な管理と自然・体験型観光による利用促進 3 環境保全型農業の推進 4 CLTなどによる県産材の利用促進 5 地域の未利用森林資源を有効活用した取組の推進 6 CO2木づかい固定量認証制度の普及 7 漁村におけるサービス業の創出 8 再生可能エネルギーを活用して得られた利益の地域への還流	自然・体験型観光施設などの利用者数	年間	1,038千人 (R元)	1,399千人	1,141千人 (毎年)	100% ◎
	病害版IPM技術の新規導入技術数	累計	—	2品目	7品目 (R5)	28% △
	県有公共施設の木造率	年間	100% (R元)	100%	100% (毎年)	100% ◎

戦略5 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

【全体評価】全体としては順調に進捗している。(評価可能なすべての戦略について、1つ以上の施策で達成率が80%以上となっている。)

戦略及び戦略に基づく施策 ※「重点施策」に下線を引いています。	各戦略の指標				進捗状況		
	目標指標	第5次計画 基準値	R3 (初年度)	目標	達成率	評価	
【5-1 環境を守り次世代へつないでいくための人材育成】	生物多様性こうち戦略推進リーダー登録者数	累計	45人 (R元)	72人	100人 (R5)	72%	○
1 幼少期、青少年期における環境教育の充実	こうち山の日県民参加支援事業の参加者数	年間	396人 (R元)	595人	450人 (毎年)	100%	◎
2 環境学習を推進するための人材育成	地球温暖化防止活動推進員のリーダーとなる「スーパー推進員」の養成	累計	14人 (R元)	19人	17人 (R7)	100%	◎
3 環境保全活動を実践する人材の育成							
【5-2 環境を守り次世代へつないでいくための地域づくり】	県民一斉美化活動の参加者数	年間	2,033人 (R元)	1,396人	3,000人 (毎年)	46%	△
1 学校や地域との協働による環境保全活動の促進	環境学習などの受講者数	年間	2,891人 (R元)	2,376人	2,500人以上 (毎年)	95%	◎
2 地域における環境学習の支援							
3 環境学習や環境保全活動に関する普及啓発や情報提供							

高知県環境基本計画第五次計画の普及啓発

1 県民への普及啓発

県民が役割を果たしていくために、県民の役割の必要性を県ホームページや Facebook などの SNS を使った情報発信、「高知県環境活動支援センターえこらぼ」との連携による情報発信や人材育成、チラシやパンフレットの配付により周知し、県民の行動変容を促す。

令和3年度実績

- ・地球温暖化に関する普及啓発のHP「Myスイッチ! Goクール!」による情報発信 ページビュー数：23,561
- ・地球温暖化に関するInstagramでの情報発信 フォロワー数：877
- ・環境にやさしい買い物キャンペーン2021の参加によるCO2の削減削減量：12,329.77kg
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる情報発信
- ・県民参加による生物調査や特定外来種の防除活動 参加者数：約500名
- ・県民参加の森づくりを支援するHPでの情報発信 アクセス数：17,807回

2 事業者の活動支援

環境保全と創造に関する地域の課題を解決するために実施する取組の支援を行う。また、企業が行う環境問題を意識してもらうための研修会などに対し、適切な環境学習講師の紹介・派遣を行う。

令和3年度実績

- ・省エネアドバイザーの派遣 8社
- ・高知県環境活動支援センターえこらぼによる環境活動講師の派遣
76件 115名 受講者数：2,376名

3 環境活動団体の活動支援

地域の清掃活動や環境学習会といった環境保全活動などを実施する活動の支援を行う。

令和3年度実績

- ・豊かな環境づくり総合支援事業申請許可団体
一般事業：7件 ステップアップ事業：1件
※採択事業一覧はP23に記載

4 教育機関での環境教育の充実

地球温暖化問題、循環型社会の構築、生物多様性の損失といった環境問題に対して、県民一人ひとりが行動していくことの必要性を伝えていくため、学校における環境学習への助言、環境学習講師の紹介・派遣の支援を行う。また、学校の学習内容に対応しやすいプログラムを紹介するパンフレットを作成するなど、環境学習機会の提供を促進する。

令和3年度実績

- ・地球温暖化に関する県政出前講座の実施 1回、受講者数：45名
 - ・学習プログラムリストを活用した環境学習の受講者数：1,247名
 - ・公共交通機関の利用促進のためのパンフレットを県内の全小学4年生に配布
 - ・自然体験型学習（1泊2日以上）の実施 2校（学校行事として実施）
- ※民間団体は3団体実施

5 研究機関との連携

大学や高等専門学校、植物園、動物園を含む博物館などの研究機関は、環境問題に関する様々な研究を行っていることから、研究機関と連携した取組の促進や支援を行う。

令和3年度実績

- ・高知県気候変動適応センターとの連携した普及啓発
パネル展示会の実施（オーテピア）：8月19日～9月1日
気候変動適応パンフレットの作成

6 市町村との連携

県が実施する事業や補助制度の周知など、環境保全に関する情報共有や、市町村が実施する取組の支援を行う。

令和3年度実績

- ・高知県地球温暖化防止県民会議行政部会での情報提供
新エネルギー地域振興活用セミナーの実施
グリーン購入基本方針の策定、エコマーク物品の選定について呼びかけ
- ・四万十川条例担当者会（勉強会）の実施 参加者：流域5市町（6名）
- ・3Rに関する国の施策についての情報提供

令和3年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金 採択事業一覧

※一般事業

番号	申請者	事業名	事業概要(要約)
1	こうちミュージアムネットワーク	高知県の自然史標本の情報を県民と共有するための事業	高知県内に散在する自然史標本について情報収集し、得られた情報を基に“消滅”危険度を判断して、その情報をリスト化した「高知県自然史標本レッドリスト(仮称)」を作成する。作成したリストは、報道機関及びインターネットを利用して広く発信するとともに、県内の博物館施設で巡回パネル展を開催して広く県民に啓発する。
2	横倉山自然の森博物館友の会『フォレスト・クラブ』	みんなで作る横倉キッズパネル	近年増加している横倉山自然の森博物館の幼児を含む親子連れの来館者のために、越知町内外の博物館関係者と、子どもの教育普及活動に先進的な活動を展開している団体のメンバーを越知町に集め、横倉山自然の森博物館の現状と課題、そして魅力を整理し、子ども向けの情報発信の効果的な方法について検討し、具体的な情報発信ツールの作成を行う研修会を開催する。
3	三嶺の森をまもるみんなの会	三嶺の森再生事業	シカの被害によって大きなダメージを受けた三嶺の森の再生を図るため、ボランティアを募集し、防鹿柵や土砂流出防止マットを設置する。併せて、生物多様性維持の観点から、絶滅危惧地域個体群のツキノワグマのエサとなるブナ、ミズナラ等の次世代を育成する「熊の森づくり」も促進する。 ※本年度の事業は、取り止めとなりました。
4	公益社団法人生態系トラスト協会	外来種サンジャクの捕獲実験・情報収集	外来種サンジャクの野生化により、ヤイロチョウ等の希少な在来種の生存を脅かす懸念があるため、サンジャクの捕獲実験と情報収集・発信を実施する。また、この事業を通じて、サンジャクに関する情報ネットワークを形成する。
5	一般社団法人ooki beach	みずいる高知BLUE project	駅や公共施設、カフェ等に無料で水道水を提供してもらう給水スポットを設置し、ペットボトルの消費を減らして環境負荷を低減すると共に、「どこでも水が飲める、汲める街」を目指した魅力的な街づくりを推進していく。
6	ふる里の川本宮川を取りもどす会	本宮川の身近な自然環境を未来につなぐ事業	高知市旭の市街地を流れる本宮川には、今なおヘイケボタル・ゲンジボタルが飛び、テナガエビやドンコ、オイカワが生息している。しかしながら、自然環境への無関心、担い手不足、水質の悪化により、ボタルは絶滅寸前となっている。そこで、川底のゴミひろいや、フリーペーパーの発行により、旭小学校児童や地域の人々が本宮川の自然環境を五感で感じとり、未来につなぐための人材育成、きっかけ作りを行う。
7	高知県地球温暖化防止活動推進員の会	木育普及指導員による木育を通じての温暖化防止推進事業	小学校から高齢者まで、多くの人々に木と触れ合ってもらうことで、木材に対する親しみや木の文化への理解を深め、材料としての木材の良さやその利用意義を学んでもらう。また、木育の普及において軸となる人材を育成していく。 ※本年度の事業は、取り止めとなりました。

※ステップアップ事業

番号	申請者	事業名	事業概要(要約)
1	東洋町ブルーカーボン・イノベーション研究会	ブルーカーボン地域作り講演事業	磯焼けが進行している甲浦湾周辺の藻場をブルーカーボン(海洋生態系が二酸化炭素吸収に大きく寄与する)の視点から専門家に意見を聞き、次年度事業への足がかりにする講演会を開催する。

高知県における促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）の策定について

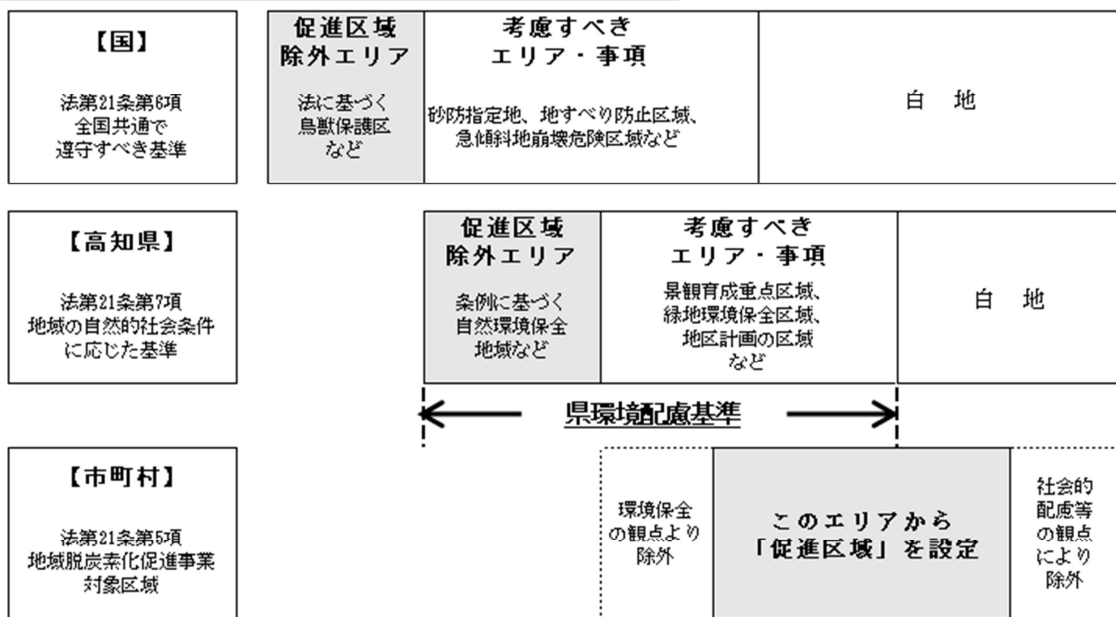
1 促進区域とは

再エネの導入拡大に向け、再エネ事業の適地を見える化し、円滑な地域合意形成を促すために、改正地球温暖化対策推進法において、新たに創設された「市町村が設定するポジティブゾーニング」の仕組み

2 県の環境配慮基準策定について

都道府県は、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、省令で定めるところにより、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることができる。（法第21条第6項及び第7項）

3 改正温帯法における環境配慮基準の位置づけ



4 県環境配慮基準における環境配慮事項

■対象とする再エネ電源の種類、規模

【種類】太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電

【規模】全ての規模対象（ただし、太陽光発電設備については、建築物の屋根、壁面等に設置するものは除外）

■促進区域除外エリア等の考え方

災害の可能性が高い場所、景観保全の必要がある場所等については設定しない。

⇒本県の「太陽光発電施設の設置・運営等に関するガイドライン（H28.3.28策定、R2.8.11改定）」に規定する「太陽光発電設備の設置を避けるべきエリア」を基本とし、追加すべきエリアを検討する。（先行して県基準を設定している長野県の事例も参考とする。）

5 今後のスケジュール

令和4年7月	県環境配慮基準（案）をとりまとめ
8月	市町村に県環境配慮基準（案）を意見照会
9月	脱炭素社会推進協議会にて協議 意見公募（県のパブリックコメントの手続きに準じて実施）
年内目途	意見を踏まえ、加筆修正し、協議会会長の同意を得て策定
令和5年2月	令和4年度第2回環境審議会にて報告